

都市計画道路の整備に向けた大泉学園駅南側地区まちづくり 検討委託（その１）にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「都市計画道路の整備に向けた大泉学園駅南側地区まちづくり検討委託（その１）」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 都市計画道路の整備に向けた大泉学園駅南側地区まちづくり検討委託（その１）
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで
※ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最長 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区東大泉六丁目および石神井台六丁目（補助 135・232 号線の周辺）
- (4) 業務内容 基本仕様書（別紙 1）による。
- (5) 概算経費 3, 240, 000 円（税込）（平成 27 年度分）
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

- ・提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- ・共同企業体（以下 JV）として申し込む場合は、構成員のいずれかが競争入札資格を有していること。
- ・まちづくりに関する業務実績を有すること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。

- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	平成27年11月16日（月）
質問受付期間	平成27年11月16日（月）～平成27年12月3日（木）
質問回答期限	平成27年12月7日（月）
参加表明書受付期間	平成27年11月16日（月）～平成27年11月24日（火）
企画提案書受付期間	平成27年11月16日（月）～平成27年12月17日（木）
一次審査結果通知発送日	平成27年12月24日（木）
二次審査日 （プレゼンテーション・ヒアリング）	平成28年1月8日（金）午後
二次審査結果通知発送日	平成28年1月15日（金）
参加辞退届 ※辞退する場合のみ	平成27年12月16日（水）まで

4-2 応募方法

参加希望者は、参加表明書【様式1】を下記のとおり提出すること。

J Vとして申し込む場合は、協定書（自由様式）を合わせて提出すること。

- (1) 受付期間 平成27年11月16日（月）～平成27年11月24日（火）
（午前9時から午後5時まで）
- (2) 提出方法 事前に連絡の上、提出場所に持参すること。（郵送は不可とする。）
- (3) 提出先 練馬区役所本庁舎13階 土木部計画課計画係
- (4) 提出書類 参加表明書【様式1】 1部

4-3 説明会

本案件の説明会は行わない。

4-4 質問について

- (1) 質問期間 平成 27 年 11 月 16 日（月）～平成 27 年 12 月 3 日（木）
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 FAX または電子メール（自由様式）
- (3) 担当部署 練馬区土木部計画課計画係
FAX：03-5984-1237 電子メール：D-KEIKAKU02@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 平成 27 年 12 月 7 日（月）までに、応募者全員に質問者名を伏せた上で電子メールにて回答する。

4-5 提案書等の提出

参加を希望する者は、以下の内容で提出すること。

- (1) 受付期間 平成 27 年 11 月 16 日（月）～平成 27 年 12 月 17 日（木）
（午前 9 時から午後 5 時まで）
- (2) 提出方法 事前に連絡の上、提出場所に持参すること（郵送は不可とする）
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎 13 階 土木部計画課計画係
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

提出書類		提出部数
事業提案に関する書類	会社概要【様式 2】	7 部 (※)
	官公庁との類似事業の受託実績【様式 3】	
	業務実施体制（担当者、支援体制等）【様式 4】	
	本業務を担当する職員における類似業務の経験、実績および所有資格【様式 5】	
	企画提案書（【様式 6】を表紙とする。記載要領は（5）参照）	
	年度ごとの見積書（平成 27～29 年度）	
法人の資格に関する書類	直近の決算報告書（JV の場合は各社）	1 部
	法人税・法人事業税および消費税の納付を証明する書類（写し可）	
	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 ※該当する者のみ	

(※) 企業名を入れたものを 3 部、企業名を伏せたものを 4 部の合計 7 部

(5) 企画提案書記載要領

- 1) 「事業提案に関する書類」について

○ 様式 2

様式に沿って必要事項を記入すること。

○ 様式 3

・過去 10 年間に於いて、貴社の実績のうち、本業務に類似しているものを 5 つまで記

載すること。

- ・業務内容を簡潔に記し、用いたまちづくり手法（土地区画整理事業・沿道区画整理型街路事業・沿道街路整備事業など）を明記すること。
- ・事業内容等がWeb上で参照可能な場合は、URLの記入すること。

○ **様式4**

本業務に従事する主たる担当者から順に記載すること。

○ **様式5**

配置する担当者ごとに作成すること。これまでの業務実績を簡潔に記し、従事した役割・立場についても記載すること。（管理担当者、主任技術者、担当者など）

○ **様式6関係**（様式6を企画提案書の表紙とし、内容は次のとおりとする）

- ・提案は、平成27～29年度（3年度分）で行うこと。
- ・A4版で10枚以内（片面印刷）とする。
（A3版を用いる場合は、片袖折りとし、A4版2枚分として換算すること）
- ・基本仕様書（別紙1）を踏まえ、貴社の本業務に臨む基本的な考え方、特徴、強みを記載すること。
- ・本業務の目的を実現するにあたり、地域の課題抽出、解決に向けた手法の提示、事業スキームの検討、地域住民との合意形成の方法等について提案すること。
- ・また、事業を進めていくうえで想定される課題の設定およびその解決策も提案すること。

○ **見積書**

- ・平成27～29年度分の見積書を提出すること。
- ・見積書には、作業項目と必要な作業員数を計上すること。

※様式2～様式6および見積書までを1つのファイルにまとめ、提出部数を提出すること。

※2次審査（プレゼンテーション）は、様式6の内容で行うこと。

2) 「法人の資格に関する書類」

直近の決算報告書、法人税・法人事業税および消費税の納付を証明する書類、登記簿謄本等区内に本店を有することを証明する公的な書類を1つのファイルにまとめ提出すること。

(6) その他

- ・受付期間後の企画提案書、参加表明書の差し替えおよび再提出は認めない。
- ・提出書類は同時に提出すること。
- ・参加表明をしたもので参加を辞退する場合は、参加辞退届【様式7】を提出場所

(練馬区役所本庁舎 13 階土木部計画課計画係) へ事前に連絡の上、持参すること。

4-6 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は平成27年12月24日(木)に書面により送付する。

4-7 二次審査

一次審査を通過した者について、平成28年1月8日(金)午後に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は1者あたり30分(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)とする。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、2名以内とする。

審査結果は平成28年1月15日(金)に書面により送付する。

4-8 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・ 事業効率の状況 ・ 資金力の有無 ・ 借入金の返済能力の有無 ・ 経営の安全性
業務実績	・ 官公庁との契約実績
実施体制	・ 業務執行体制 ・ 要員配置の妥当性
提案内容	・ 業務の臨む基本的な姿勢等 ・ 提案内容の実現性(手法および合意形成の方法) ・ 課題認識とその対応
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・ 区民雇用の促進 ・ 再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・ 区内に本店を有する
その他	・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮

(2) 二次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none">・事業効率の状況・資金力の有無・借入金の返済能力の有無・経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・官公庁との契約実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務執行体制・要員配置の妥当性
受託への意欲・熱意	<ul style="list-style-type: none">・具体的で独創的な提案の有無
提案内容	<ul style="list-style-type: none">・委託目的との整合性や理解度・提案内容の視点の広さ・提案内容の実現性・課題への対応力
担当者評価	<ul style="list-style-type: none">・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	<ul style="list-style-type: none">・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none">・区民雇用の促進・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none">・区内に本店を有する
その他	<ul style="list-style-type: none">・地域貢献、社会貢献、環境配慮

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合（JVの場合は構成員の一部が参加資格を失った場合）、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとすると共に、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区土木部計画課計画係 川原、大野
練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 13 階
電話 03-5984-2073
FAX 03-5984-1237

都市計画道路の整備に向けた大泉学園駅南側地区 まちづくり検討委託（その1）基本仕様書

1 委託業務名

都市計画道路の整備に向けた大泉学園駅南側地区まちづくり検討委託（その1）

2 委託期間

契約締結日の翌日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 目的

区は、区西部地域における南北交通を形成するとともに、大泉学園駅を中心とした人や物の流れを円滑化し、安全で安心なまちを実現するため、都市計画道路補助 135・232 号線の整備に向けて取り組みを進めている。

しかし、都市計画線上には区立大泉第二中学校が位置するなど、道路整備の実現に向けては、様々な課題を解決する必要がある。

本検討調査委託は、区のこれまで実施してきた検討結果を踏まえ、区立大泉第二中学校の教育環境を保全するとともに、地域の課題解決に資する都市基盤整備を着実に実施するために行うものである。

4 業務内容（平成 27 年度）

- （1）現況調査等
- （2）都市計画道路補助 135 号線および補助 232 号線の既存検討内容の整理
- （3）地域における課題の抽出
- （4）大泉学園駅南側地区まちづくりの方向性の検討
- （5）その他、会議等資料の作成

なお、企画提案は平成 27 年度のほか、平成 28 年度～29 年度を含めた 3 年分で行うものとする。平成 28 年度～29 年度の作業内容（予定）は以下のとおりである。

- （1）まちづくり構想の検討
- （2）街路事業の概要検討
- （3）事業スキームの検討
- （4）課題の抽出と対応策の検討・整理
- （5）関係者会議の運営支援

（庁内および地域でそれぞれ 2～3 か月に 1 回のペースで開催予定）

- (6) まちづくりニュースの作成 (3000 部程度を 2 回)
(企画、文案作成、印刷)

5 成果品

報告書 (A 4)	10 部
報告書の概要版	20 部
その他検討資料一式 (ファイル綴じ)	1 式
上記を収めた電子データ (CD 等)	1 式

6 本業務にかかるデータおよび個人情報の保護

(1) 秘密の保持

本業務において生じる成果品は発注者に帰属するもので、許可なく他に公表・貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項は、いかなる理由があっても他に公表してはならない。

(2) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守すること。

7 支払方法

本年度における委託期間終了後、検査のうえ一括して支払う。

8 その他

本仕様書に定めのないものおよび疑義が生じたものについてはその都度、区と協議して定めることとする。

9 担当

練馬区土木部計画課計画係 川原、大野
練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 13 階
電話 03-5984-2073
FAX 03-5984-1237

プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準

1 趣旨

プロポーザル方式による事業者選定は、入札方式に比べ対象業務にふさわしい事業者を選定できる一方、選定までの経過が区民から見てわかりにくいものとなっている。そこで、プロポーザル方式による事業者選定手続きについて、より一層の公正性、透明性、客観性を確保し、区民に対する説明責任を果たすため、本基準を制定する。この基準は、区内部における取扱いを定めるという意味だけでなく、プロポーザル方式により行う事業者選定に応募する者に対して事前に周知し、当該内容を了解の上応募することを条件とする。

2 対象となる契約案件

プロポーザル方式により、契約優先候補者を1者または数者選定する契約

3 公開対象文書および公開基準

対象文書名 (例示)		契約 締結前	契約締結後	
			契約者に 係るもの	非契約者に 係るもの*
提案事業者名		×	○	○
関する書類 事業提案に	参加表明書（公募型）	×	△	△
	事業提案書（企画提案書、受注体制文書、見積書等）	×	△	×
関する書類 法人の資格に	その他提出書類（会社組織図、会社概要、財務諸表等）	×	△	×
採点表		×	○	○
選定実施決定書		○	○	
仕様書、募集要領（評価項目、基準含む）		○	○	
評価項目の配点等		×	○	
選定委員名簿		×	○	
優先候補者決定書		×	○	

(注1) ○：公開、△：一部非公開情報を含む、×：非公開

(注2) 「非契約者に係るもの*」には、辞退者に係る情報は含まない。

(注3) 「一部非公開情報」とは見積書における積算単価・内訳、受注体制文書における社員情報や配置内訳（常勤・非常勤の別）などをいう。

(注4) 契約締結前であっても、契約優先候補者決定後は、提案事業者に対して自己の採点表を情報提供することができる。

4 適用関係

この基準は、平成25年4月1日以降に実施するプロポーザル方式による事業者選定から適用する。

5 その他

この基準における非公開情報は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）第7条各号に規定する非公開情報をいう。